

第2期事業報告書

1 事業期間

自 2025 年（令和 7 年）4 月 1 日
至 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日

2 事業活動

(1) 生活困窮家庭の高校生への給付型奨学金事業

①2025 年度募集活動

大阪府、兵庫県の記者クラブにてプレスリリースを実施。両府県の教育委員会、私立高校、専修学校、通信制高校の業界団体などに周知の協力をいただき、合計 900 校近い学校に奨学金制度の案内を行いました。

- ・応募数：115 名
- ・奨学生数：10 名
- ・総給付額：2,400,000 円

採用認証式・交流会：8 組 15 名参加（8 月 20 日）

奨学生通信：連絡事項の伝達、コミュニケーションを目的に 10 月より計 6 回発刊しました。

(2) 奨学生等支援事業

- ・大阪・関西万博への招待：希望者 7 組 15 名に対しチケット送付（協賛：池田泉州銀行）
うち 3 組 7 名が「大阪・関西万博フューチャーライフヴィレッジミニツアー」に参加（協力：大日本印刷）

- ・学習サポート事業「GUTSUGUTSU の場」：

12 月 10 日学生ボランティア向け説明会実施 3 名参加

学習サポート 2026 年 1 月よりスタート 毎月第 4 土曜日開催、計 3 回

延べ参加高校生数 9 名 大学生ボランティア：延べ 15 名参加

(3) その他

今期に受領した寄附金は 10,000,000 円で、全額(株)池田泉州銀行から受け入れております。

3 重要会議に関する事項

(1) 社員総会

開 催 日	付 議 事 項
2025 年 5 月 22 日 (定時社員総会)	第 1 号議案：2024 年度事業報告承認の件 第 2 号議案：2024 年度決算承認の件
2025 年 7 月 30 日 (臨時社員総会)	第 1 号議案：理事選任の件

(2) 理事会

開 催 日	付 議 事 項
2025 年 5 月 22 日 (第 1 回理事会)	第 1 号議案：2025 年度奨学生 1 次選考の件
2025 年 7 月 30 日 (第 2 回理事会)	第 1 号議案：新規社員加入承認の件
2025 年 8 月 7 日 (第 3 回理事会)	第 1 号議案：2025 年度奨学生採用者決定の件
2026 年 3 月 19 日 (第 4 回理事会)	第 1 号議案：2026 年度事業計画（案）承認の件 第 2 号議案：2026 年度収支予算（案）承認の件 第 3 号議案：社員総会開催の日時、場所並びに議案 の決定の件 (報告事項) 1. 2026 年度奨学生募集について

4 組織体制等 (2026 年 3 月 31 日現在)

(1) 役員に関する事項

役 名	氏 名	就任日
理 事	藤田 博久	2024 年 10 月 1 日
	藤原 孝嘉	2025 年 7 月 30 日
	岡田 知也	〃
監 事	堀内 修	2024 年 10 月 1 日

(2) 職員に関する事項

専任者 1 名

兼任者 2 名

(3) 事業期間における事業活動、研修の受講等

実 施 日	事業活動、研修等の内容	備考
2025 年 4 月 1 日	奨学生公募開始	
2025 年 5 月 15 日	奨学生公募締切	
2025 年 7 月 30 日 2025 年 8 月 7 日	奨学生候補者面接	代表理事・理事 2 名
2025 年 8 月 20 日	奨学生認証式・交流会	代表理事・理事 1 名・ 監事
2025 年 10 月 8 日 ～29 日 (全 4 回)	助成実務セミナー	公財) 助成財団セン ター
2025 年 10 月 11 日	大阪・関西万博フューチャーライフヴィレッジミニツアー	
2025 年 10 月 23 日・24 日	公益法人・一般法人 会計セミナー「実務編」	公財) 公益法人協会
2025 年 11 月 21 日	公益法人相談室(法人運営、公益認定申請に向けた準備等)	公財) 公益法人協会
2025 年 12 月 10 日	学習サポート事業 ボランティア向け説明会	
2026 年 1 月 24 日	第 1 回学習サポート事業	
2026 年 2 月 28 日	第 2 回学習サポート事業	
2026 年 3 月 28 日	第 3 回学習サポート事業	

5 広報活動

2025 年度はホームページに学習サポート事業の案内・募集ページを新設、活動報告として奨学生の認証式および交流会の紹介ページ、さらに体験事業(万博ミニツアー)の紹介ページを新設しました。また、法人運営の透明性向上のため、事業計画書・収支予算書および事業報告書・収支報告書を公開するページを新設し、役員交代に伴う法人パンフレットの更新も行いました。

また、学習サポート事業、給付型奨学金事業の認知度向上を目指し、主たる高校にむけて、パンフレット、要項等の DM 発送を行いました。

6 附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項は特にないので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書は作成していません。

以上